

平成29年9月28日

▼タイトル

市職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので資料提供します。

記

- 1 被処分者 都市建設部上下水道課 主監級 57歳 男性
- 2 処分の内容 戒告
- 3 処分年月日 平成29年9月28日

4 事件の概要

平成29年7月23日午前9時30分頃、地域住民から高島市朽木浄化センターの下水処理水の放流先水路（農業排水路）から異臭がするとの通報を受け、現地を確認したところ、放流先水路に汚泥が流出していることが確認された。

※平成29年8月3日に事案公表済み

5 処分理由

被処分者は、高島市朽木浄化センター内の機械設備の一部が故障し、機能不全の状況であることを認識していたにもかかわらず、法令順守および危機意識の欠如から、長期にわたりこれを放置し、改修等の必要な措置を講じてこなかった。その結果、当該事故が発生し、市政に対する市民の信頼を失墜させた。

このことは、地方公務員法第29条第1項第2号に定める「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当するものである。

6 その他

上記の懲戒処分以外に、管理職5名に「文書訓告」を、ほか4名に「口頭訓告」を行った。

▼問い合わせ先

○所 属： 高島市役所 総務部 人事課

○電話番号： 0740（25）8525